

入間川河川敷飲食施設出店者募集要項

2019年 7月（令和元年 7月）

狭 山 市

< 目 次 >

1	事業の趣旨	P1
2	募集概要	P1
3	事業対象地の立地の概要	P2
4	事業概要	P3
5	事業に係る費用	P4
6	事業の条件	P4-5
7	店舗の設置に係る条件	P5-6
8	デザインに関する基本的事項	P6
9	原状回復義務・補償	P6
10	地域貢献・環境対策に関すること	P6
11	法令等の遵守・手続き・適用	P6
12	募集方法	P7-8
13	審査について	P9-10
14	募集・選定に関する留意事項	P10
15	営業開始予定	P10
16	基本協定締結	P10
17	問合せ先（事務局）	P10

別紙 1 入間川とことん活用プロジェクト基本方針

別紙 2 周辺広域図

別紙 3 現況図

別紙 4 現況写真

別紙 5 整備イメージ図

別紙 6 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

別紙 7 リスク分担表

別紙 8 公募予定区域図

1 事業の趣旨

狭山市を南西から北東に貫流する入間川は、古くは鎌倉街道上道の「八丁の渡し」や清水冠者義高の逸話が残り、江戸時代には西川材を運ぶ交通の要として栄えるなど、今日に至るまで長い歴史を有する、市を代表する一級河川です。

現在の入間川河川敷には、自転車道や公園が整備され、桜や曼珠沙華など四季折々の草花が人々の目を楽しませてくれる、市民の憩いの場となっています。

市では平成 28 年度より、狭山市駅周辺の中心市街地に近接する「河川敷中央公園」を中心に、にぎわい創出による交流人口拡大と地域のイメージアップを図ることを目的とした「入間川とことん活用プロジェクト」をスタートし、河川敷地占用許可準則の改正による河川のオープン化の趣旨を踏まえ、誰もが利用できる憩いの空間づくりに向け、民間資金や経営ノウハウを活用した整備を進め、この度、河川敷地内で飲食施設の整備・運営を行う民間事業者の方からの募集・提案を求めることとなりました。

提案にあたっては、入間川河川敷の特性を踏まえ、市街地にありながら伸びやかで開放的な景観にふさわしい施設を整備していただくことを期待し、公共が新たに実施する子供の遊び施設の整備などのインフラ等の整備と合わせ、年間を通じた賑わいを創出し、老若男女が寛げる、憩いの場の創造を目指しています。

2 募集概要

(1) 募集内容

「都市・地域再生等利用区域」の指定区域内において、河川敷地占用許可準則に沿った取り組みとして、独立採算により飲食施設の整備・運営を行う事業者を募集するものです。

(2) 事業コンセプト

市では、別紙 1「入間川とことん活用プロジェクト基本方針」において、以下の整備テーマと整備の方向性を定めています。提案にあたり、参考としてください。

①整備テーマ

「入間川の自然の景観美を活かしたサードプレイスの創出」

※サードプレイスとは

自宅(ファーストプレイス)や職場・学校(セカンドプレイス)を離れ、個人でまたは家族や仲間であつろぐことができる、心地のよい第 3 の居場所のこと

②整備方針

ア 良好な景観の形成

入間川の景観と、富士山の眺望を活かした施設整備を行い、誰もが親しみを持てる空間づくりを目指します。

イ にぎわい空間の創造と観光拠点機能の充実

にぎわいの場として、大型遊具などの魅力ある施設を整備し、広域から子どもたちが集まる遊び場を目指します。

駐車場や自転車駐車場などを整備し、観光拠点機能の充実に図ります。

ウ 官民連携による魅力の向上

対象地の魅力をさらに高め、世代を問わず訪れる人の憩いの場となるよう、民間の飲食施設の導入を図ります。

3 事業対象地の立地の概要

(1) 場 所

狭山市柏原字宿田川原の一部（河川敷中央公園内の一部）
新富士見橋と昭代橋の間の入間川左岸側

(2) 交通条件

西武新宿線狭山市駅西口より徒歩 15 分

狭山市駅西口より、西武バス（狭山 24 系統 西武柏原ニュータウン行他利用）5 分、7 区自治会館下車徒歩 1 分

(3) 地域地区等の指定

①都市計画法における区域区分

市街化調整区域

②建築基準法における建築形態について

狭山市では、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を定めています。

A 地区：建ぺい率 50%・容積率 100%

※一部のみ記載しています。詳細は、市建築審査課までお問い合わせいただくか、以下の市ホームページから確認してください。

https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/todokede/doboku/siroji_keitaikisei.html

③その他： 河川区域（入間川）

(4) 接面道路等の状況

敷地西面で（幅員 12.0m）に接面（県道 260 号鯨井狭山線）

敷地北面で（幅員 18.0m）に接面（県道 261 号笠幡狭山線：昭代橋）

(5) 位置図・利用区域

別紙 2 周辺広域図 参照

(6) 現況図

別紙 3 現況図 参照

(7) 現況写真

別紙 4 現況写真 参照

(8) 既存の整備状況

河川敷中央公園内にはすでに以下の施設が整備されています

①公衆トイレ

②水飲み・手洗い場

③駐車場（35 台）

④イベント広場（アスファルト舗装 3,000 m²）

(9) 本事業公募に合わせて、以下の施設を市で整備します。詳しくは、別紙 5 整備イメージ図をご覧ください。

①眺望場の整備

②子どもの遊び施設の設置（大型複合遊具等）

③駐車場増設整備（約 1,400 m²程度）

④水飲み場・手洗い場の設置

⑤その他付帯設備の設置（四阿、ベンチ等）

(10) 電気・給排水等のインフラ整備状況について

それぞれ、各供給事業者と個別に契約する必要があります。なお、上下水道管については、市が新たに公募予定区域の隣接地まで取り付け管設置工事を行います。建物・施設等への引込に係る費用はすべて事業者の負担となります。

4 事業概要

本事業は、埼玉県が管理する河川区域内敷地を市が占用し、市と事業者が使用契約を結んだうえで、事業者が飲食施設等及びそれらの運営に必要となる供給設備（電気・上下水道など）を設置し、管理運営を行うものです。

設置が可能となる施設等については、別紙6「河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について」に記載のある、都市・地域再生等占用方針に掲げる施設とします。

なお、上記の指定に関する情報は、埼玉県のホームページでも公開されています。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1008/kawanosaisei/tokoton_p/tokoton_irumagawa_sayama.html

(1) 土地及び施設等の管理形態

土地及び施設の管理形態は以下の通りとします。

- ①公募予定となる河川敷地は、占用区域として市が埼玉県より占用許可を受けます。
- ②施設等は、占用許可と一体をなす工作物として設置されます。事業者は、市と敷地の使用契約を交わす必要があります。（河川敷地占用許可準則第二十五）なお、施設等（狭山市整備の施設を除く）は、事業者の所有となります。
- ③占用区域の管理責任者は、市とします。但し、施設及びその周辺に関する日常的な運営、維持管理等は、事業者が一体的に行います。（民間事業者の実施可能な管理・運営範囲については、事業者提案に基づき市との協議とします。）

(2) 市街化調整区域における規制

事業対象地は、市街化調整区域に位置しています。市街化調整区域内の開発及び建築行為は、都市計画法等の関係法令により規制されているため、事業者は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当する立地基準を満たす内容で開発行為を行うこととなります。

本事業では、求める事業内容等を勘案し、都市計画法第34条第9号（休憩所）による開発行為とし、それに基づく開発許可が必要となります。休憩所とは、道路を通行する自動車運転手及び同乗者に飲食物を提供し、休憩させるための施設になります。

なお、開発許可及び関連する手続きについては、担当窓口（市役所2階開発審査課）で確認を行ってください。

また企画提案にあたり、開発許可関連について疑義があれば、それぞれの関係課に確認を行ってください。

5 事業に係る費用

事業者は、以下に掲げる経費を負担するものとします。ただし、(1)は条例に基づき徴収されるため、変更になる場合があります。

(1) 河川占用料（埼玉県流水占用料等徴収条例による）

① 建物の敷地の用に供する土地

年額 360 円/㎡

② 工作物の敷地の用に供する土地

年額 160 円/㎡

③ 河川敷地を原形のまま占用させる土地

年額 15 円/㎡（100 ㎡単位で計算します）

(2) 建物に係る造成・建築・内装・設備・外構等の設計費及び工事費等

(3) 運営費（什器、清掃、光熱費、ごみ回収、保険等）

(4) 施設維持管理費（日常メンテナンス、建物等修繕費、またそれに付随する維持管理費等）

(5) 工作物等を設ける場合の設置費及び維持管理費

(6) 原状回復費（施設等の解体・撤去）

(7) 保証金

施設等の撤去・処分費に相当する額を、保証金としてあらかじめ市（占有者）に預託するものとします。金額については、使用契約締結時の協議により決定します。なお保証金は、事業期間が終了し、原状回復後に全額を返金するものとしますが、利子を付さないものとします。

(8) リスク分担

市と事業者の責任分担は、原則として「別紙7 リスク分担表」によることとし、応募にあたっては、負担すべきリスクを想定した上で提案を行ってください。また、リスク分担表に示されていない事項については、事業者決定後の協議により定めるものとします。

6 事業の条件

(1) 敷地の制約

① 敷地の利用可能な範囲は、原則として「別紙8 公募予定区域図」に示す赤点線内を想定しています。なお、施設の一部が公募予定区域に収まらない場合は、あらかじめ独占的に利用する範囲を明確に示した上で、提案を行ってください。

提案のあったすべての利用面積に応じて、河川占用料が発生します。

② ドライブスルー形式による施設運営を予定している場合、施設内での飲食が可能であり、かつ、施設を利用しない河川敷利用者や周辺道路の渋滞などの交通に著しい支障がないと判断された場合に限り認められます。

(2) 事業期間

河川敷地占用許可準則に基づく設置許可の期間は、最長で10年となります。

また、事業者が継続を望む場合は、設置許可期間満了後の更新も可能ですが、事前の更新審査における事業評価にて一定の評価を得たのち、河川占用に係る更新許可が得られた場合もしくは見通しが立った場合に限り認めます。

(3) 営業時間

必ず営業を要する時間は、10:00 ～ 18:00 とします。

但し、応募事業者からの提案により、6:00 ～ 24:00 までの範囲において、営業を行うことが可能です。また、季節や休日等による営業時間の弾力的運用を想定している場合は、本提案に含めてください。

(4) 営業日等

恒常的な賑わいづくりを目的としているため、営業日は通年としますが、定休日を設ける場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日としてください。

※イベント開催時等において、定休日の変更等を求めることがあります。

(5) 運営事業者

転貸及び使用権の譲渡を行うことはできません。応募事業者が自ら営業してください。

(6) 営業許可の種別

食品衛生法に基づく営業許可等、必要な手続きを行ってください。

- (7) 営業に関する遵守事項・メニュー等
- ①メニューは、幅広い世代の利用が想定されることから、利用者のニーズに合った品揃えとしてください。
 - ②メニューは提案によるものとし、アルコール類の提供は不可とします。
 - ③テイクアウトによる販売形式もできるものとしませんが、利用区域及び公園周辺のゴミ清掃・回収を条件とします。
- (8) その他
- その他の条件は、基本協定書の締結時に、双方の協議によって決定するものとしします。

7 施設等の設置に係る条件

- (1) 施設構造
- ①建物施設は、平屋建てとし、建築基準法、河川法、河川管理施設等構造令、工作物設置許可基準等の規定に適合する建築物としてください。
 - ②建物用途は飲食施設に限るものとし、河川空間との一体的な利用に資するものとしてください。
 - ③建築物及び周辺外構等については、事業コンセプトに基づいた空間形成につながるよう配慮してください。なお、建築物の基礎、敷地造成、水道、下水道、電気工事等のインフラ工事以外の目的で土地の掘削は認められません。
- (2) 施設等の設計
- 施設（サイン、看板、装飾等を含む。）の設計は、「8. デザインに関する基本的事項」に沿って行ってください。また、設計・仕様・工事方法については、狭山市と事前協議を行い、承認を受けるものとしします。
- (3) 制限事項
- ①地下埋設管の縦断埋設は原則不可となります。
 - ②サイクリングロードを利用する自転車・歩行者等の安全を確保してください。
 - ③荷捌き等の一時的な停車を除き、従業員及び関係者の駐車場は別途民間敷地等を確保してください。
 - ④オープンテラス等を設置する場合、独占的に使用する面積に応じて河川占用料が発生します。
- (4) インフラ設備について
- ①電気・通信
利用区域までの引込に伴う一切の費用は、事業者負担となります。
 - ②上水道
市が新たに水道管（40φを予定）の布設工事を予定していますが、利用区域までの水道管の引込に伴う一切の費用は、事業者負担となります。
 - ③下水道
市が新たに下水道取付管（150φを予定）の布設工事を予定していますが、利用区域までの污水管引込に伴う一切の費用は、事業者負担となります。
 - ④その他（都市ガスなど）
利用区域までの引込に伴う一切の費用は、事業者負担となります。
- (5) 工事中の条件
- ①施設の施工にあたり、市と円滑な協議が可能な管理体制としてください。
 - ②工事期間中の河川敷、公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。
 - ③工事の音、振動等については、周辺に配慮してください。
 - ④本事業と並行して遊具施設等の設置工事を行うこととしているため、設計段階、施工段階においては、関係者と綿密に調整を行ってください。
- (6) 留意事項
- ①施設の照明配置について、照度・光線角度等は近隣住宅に配慮してください。
 - ②施設のイメージアップにつながる装飾（サイン・看板以外のもの）は利用区域内において設置可能とします。
 - ③施設内外の客席空間は木陰や水辺を感じることができるよう努めてください。
 - ④施設照明には透過光や間接光のような、柔らかな灯りを用いるよう努めてください。

8 デザインに関する基本的事項

(1) 施設等のレイアウト

- ①建物施設は、河川との一体的な利用に配慮したデザイン、意匠等としてください。
- ②バリアフリー設計に配慮してください。

(2) 色 彩

施設の壁面・屋根面には自然に馴染むカラーを用いてください。

(3) サイン・看板

利用区域外に看板等の設置を希望する場合は、その内容を提案に含めてください。なお、その際は利用面積に応じて河川占用料が発生します。

9 原状回復義務・補償

- (1) 利用区域は、占用期間満了後及び占用許可取消後又は事業者の都合により退去する場合、速やかに施設等（基礎、付帯設備等を含む。）を撤去し、原状回復の上返還してください。ただし、次の事業を予定する者が施設等の譲渡を希望する場合は、この限りではありません。
- (2) 事業者は、河川の増水による溢水が生じた場合など、施設の存置が河川管理上著しい影響を及ぼすと判断された場合、又は河川管理者から河川区域外への撤去に関する指示が出た場合は、速やかに施設を撤去してください。撤去に係る費用については、あらかじめ市に預託された保証金を充てるものとします。また、施設の撤去に関しては、市と事業者の協議より定める撤去計画書に基づき、実施することとします。
- (3) 事業者は、占用期間満了又は事業者の責に帰すべき事由による占用許可取消に伴い退去する場合、それを理由にその損害の補填又は補償を市に請求することはできません。

10 地域貢献・環境対策に関すること

(1) 利用区域の清掃

周辺環境に配慮し、エリア周辺にゴミがないよう清掃を心がけ、毎日清掃を行ってください。なお、清掃の範囲は利用区域内としますが、テイクアウトを行う場合は、必要に応じて、周辺のゴミ清掃を行ってください。

(2) トイレの設置

飲食施設等の建物内にトイレを設置してください。トイレは従業員、店舗利用者のほか、河川敷を訪れる一般利用者等も利用できるよう配慮してください。

(3) 環境への配慮と空間の適正管理

- ① 騒音対策、ゴミ処分など周辺環境に対する十分な配慮と、清掃、後片付けなど適正な管理に努めてください。
- ② 施設内等において、必要に応じて、周辺の観光案内やイベント案内を行い、地域への回遊性を促してください。

11 法令等の遵守・手続き・適用

- (1) 運営、維持管理にあたっては、関連法令等（河川法、建築基準法、消防法、食品衛生法、埼玉県屋外広告物条例、埼玉県福祉のまちづくり条例等）を遵守してください。
- (2) 上記にかかる許認可手続き（河川法に係る許認可手続きを除く）は、事業者が行ってください。
※河川法に係る許認可手続きは、市が河川管理者と行います
- (3) その他、埼玉県が、都市・地域再生等利用区域を指定する際に公表する「許可方針」の内容を遵守してください。

12 募集方法

(1) スケジュール

本事業の事業スケジュールは以下の通りです。

- 募集要項の公表 : 令和元年 7 月 10 日 (水)
◎事務局での配布時間は、午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
事務局 : 狭山市役所 2F 商業観光課 商業・観光担当
また、市のホームページからのダウンロードも可能です。
- 質問書受付 : 令和元年 7 月 24 日 (水)～令和元年 8 月 9 日 (金) ※土・日除く
質問書回答 : 令和元年 8 月 21 日 (水) を目途に行います
応募書類受付 : 令和元年 9 月 10 日 (火)～令和元年 9 月 20 日 (金) ※土・日除く
1 次審査結果通知 : 令和元年 10 月上旬 (予定)
2 次審査 : 令和元年 10 月中旬 (予定)
2 次審査結果通知 : 令和元年 10 月下旬 (予定)
基本協定締結 : 令和元年 11 月下旬 (予定)
オープン予定 : 令和 2 年度中

(2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容、条件等を十分理解し、施設の整備及びその運営を行うための十分な資本金、経営力及び信用を有し、国内で法人登記している法人またはそれらの法人で構成されたグループ（以下「法人等」という。）とします。

グループで応募する場合は、代表する法人等（代表者）を定めた上で、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して行ってください。

また、企画提案書の提出日時点において、応募者、またはグループの構成員が以下のいずれにも該当しないことを条件とします。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、下記のア～オのいずれかに該当する者。
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者。
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産法の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれからの手続中にある者。
- ④市税、県税又は国税を滞納している者

(3) 応募方法

受付期間内（令和元年 9 月 10 日（火）～令和元年 9 月 20 日（金））に応募書類及び添付書類を全て整えて事務局まで持参してください。郵送、宅配便等での提出は受理しません。（土日祝日を除く午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分の間）。

応募は 1 法人 1 提案とし、グループを構成する場合にあっても、ひとつの法人が複数の応募者の代表者・構成員となることはできません。

(4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書（様式 1）を、事務局あてに電子メールにより送付してください。

（質問書受付期間：令和元年 7 月 24 日（水）～令和元年 8 月 9 日（金）午後 5 時 15 分必着）回答は、令和元年 8 月 21 日（水）を目途に、市ホームページにて公表します。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとします。

(5) 応募書類

I 提出書類	様式	提出部数	備考
企画提案申込書	様式 2	1 部	
連合体協定書	—	1 部	グループで申込む場合添付
誓約書	様式 3		
企画提案書	様式 4	10 部	
平面配置図	A3 横	10 部	
建物立面図 (4 方向)	A3 判	10 部	任意 (なくても可)
イメージパース (外観・内部)	A3 判	10 部	
資金・収支計画書	様式 5	10 部	
提案者の業務概要	様式 6	10 部	
II 添付書類 ※1			
会社定款 (又は寄付行為)	—	2 部	写し可
商業登記事項証明書	—	2 部	原本 1 部 + 写し 1 部 申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。
直近 3 期分の決算書	—	2 部	
納税証明書 (直近 2 年間)	—	2 部	※法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税

※1 グループで申し込む場合は、添付書類については、グループを構成するすべての構成員について、提出が必要となります。

(6) 応募書類作成上の留意点

応募書類作成にあたっては、以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- ① 応募に関する提出書類等の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とします。図を用いる場合等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。
- ④ 応募書類を提出する際は、「(5) I 提出書類」について、様式 2 を除き各書類 1 部ずつ A4 フラットファイル等にまとめ、10 組提出してください。
- ⑤ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成してください。
- ⑥ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とします。

(7) 応募書類の取扱い

この募集に関して必要と認める場合を除いて、提出された応募書類等は公表しないものとします。また、提出された応募書類は一切返却しません。

13 審査について

(1) 選定方法

事業者は、狭山市入間川河川敷利用調整協議会が設置する、入間川河川敷飲食施設出店者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による審査結果を踏まえ、候補者を決定するものとします。

(2) 審査方法

①1次審査（書類審査）

応募者が多数（6者以上）の場合は、事務局により「(3) 審査基準」に基づく書類審査を行い、得点の高い順に上位5者までを2次審査の対象として選定します。なお、応募が6者に満たない場合は、1次審査は行わず、2次審査のみ実施します。1次審査実施の有無については、令和元年9月23日（月）以降、速やかに各応募者あてに文書で通知します。1次審査の結果については、令和元年10月上旬を目途に、各応募者あてに文書で通知します。

②2次審査

1次審査を通過した者（1次審査を実施しない場合は全応募者）について、企画提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング等を実施し、総得点がもっとも高いものを事業候補者、次点のものを次点候補者として特定します。なお、プレゼンテーションは各社20分、ヒアリングは10分程度とします。

(3) 審査基準

1次・2次審査に係る審査項目は次の表のとおりとします。各審査項目に（4）評価係数を乗じて、得点を算出します。

審査項目	審査項目（主なもの）	配点
事業コンセプト	○事業コンセプトが、当市の整備テーマ・整備方針に合致している提案となっているか ○河川利用者の安全に配慮した利用計画となっているか	30点
建物施設のデザイン	○入間川の魅力を高め、景観に配慮したデザインとなっているか ○バリアフリーや安全な歩行動線が確保できているか	25点
事業の安定性・継続性	○資金・収支計画が妥当であるか ○苦情対応など、安定的・継続的な施設運営が望めるか ○従業員の研修体制は十分か	20点
飲食施設の内容	○営業日・営業時間は適切か ○メニューの種類や価格設定は適切か	15点
地域貢献・環境対策	○地域貢献や、環境対策、災害時の対応などについて、魅力的な提案がなされているか	10点
合 計		100点

(4) 評価係数

評価にあたっては、下表のとおり5段階で評価します。

評 価		評価係数
A	大変評価できる	1.0
B	十分評価できる	0.8
C	概ね評価できる	0.6
D	部分的に評価できる	0.4
E	評価できない	0.0

※合格基準点は、各選定委員の平均点70点以上とします

(5) 事業候補者の決定等

- ①選定委員会により事業候補者を選定し、最終的に市長が事業候補者を決定します。
- ②審査結果は、各応募者に通知するとともに、事業候補者のみ公表します。
- ③なお、審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じません。
- ④審査の結果、70点以上の応募者がいないときは、最優秀提案とせず、事業候補者は無しとします。

14 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 応募書類を提出した後に応募を取り下げの場合は、速やかに「応募辞退届」(様式7)を提出してください。
- (3) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は事業候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ①今回の応募について、不正な利益を得るために連合した場合
 - ②応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ③内容の異なる複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
 - ④応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ⑤著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が出店事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと市が判断した場合

15 営業開始予定

事業者は、令和2年度中のオープンに向け、店舗等の設計・施設整備及び開店準備を行うものとします。

16 基本協定締結

事業者は、飲食施設の設置・運営等に関して、本要項及び提案内容に基づく基本協定を締結するものとします。

17 問合せ先(事務局)

狭山市役所 環境経済部 商業観光課 商業・観光担当
〒350-1380 狭山市入間川1-23-5
電話 04(2953)1111 FAX 04(2454)6262
電子メール kanko@city.sayama.saitama.jp